

1

介護支援分野

平成 30 年度 問題 4

介護保険制度における国又は地方公共団体の事務又は責務として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 国は第2号被保険者負担率を定める。
- 2 都道府県は、介護報酬の算定基準を定める。
- 3 国及び地方公共団体は、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図る。
- 4 国は、財政安定化基金を設置する。
- 5 市町村の長は、居宅介護支援事業所を指定する。

1	介護支援分野	サービス提供事業者及び施設	1,3,5
---	--------	---------------	-------

1 ○

第2号被保険者負担率は国が定める。介護保険の第2号被保険者負担率は、政令で3年に1回定められている。ちなみに、第1号被保険者負担率は市町村が定めることになっている。

2 ×

介護報酬の算定基準を定めるのは都道府県ではなく、国の役割である。

3 ○

医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図るのは、国及び地方公共団体の責務とされている。平成24年4月施行の法改正において、介護保険法5条に明記された。

4 ×

財政安定化基金の設置・運営は国ではなく、都道府県の責務である。

5 ○

平成30年4月より、居宅介護支援事業所の指定は都道府県知事から市町村長に移譲されている。

2

介護支援分野

平成 30 年度 問題 5

介護保険の被保険者資格について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 居住する市町村から転出した場合はその翌日から転出先の市町村の被保険者となる。
- 2 被保険者が死亡した場合は、死亡届が提出された日から被保険者資格を喪失する。
- 3 第2号被保険者が医療保険加入者でなくなった場合はその日から被保険者資格を喪失する。
- 4 障害者総合支援法による指定障害者支援施設を退所した者が介護保険施設に入所した場合は、当該障害者支援施設入所前の住所地の市町村の被保険者となる。
- 5 第2号被保険者資格の取得の届出は、原則として本人が行わなければならない。

2	介護支援分野	被保険者	3,4
---	--------	------	-----

1 ×

居住する市町村から転出した場合にはその「当日」から、その資格を喪失すると定められている。

2 ×

被保険者が死亡した場合には、「死亡した日（死亡日）の翌日」に被保険者資格を喪失する。

3 ○

第2号被保険者が医療保険加入者でなくなった場合には、その「当日」から被保険者資格を喪失する。

4 ○

障害者総合支援法による指定障害者支援施設を退所した者が介護保険施設に入所した場合には、従来は当該障害者支援施設の所在地の市町村が保険者となっていたが、平成30年4月より、当該障害者支援施設入所前の住所地の市町村が保険者となることになった。

5 ×

介護保険法における第2号被保険者資格の取得の届出義務はない。届出がなくても「遡及適用」される。

3

介護支援分野

平成 30 年度 問題 7

支給限度基準額について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 福祉用具貸与には、区分支給限度基準額は適用されない。
- 2 福祉用具購入費には、区分支給限度基準額は適用されない。
- 3 居宅療養管理指導には、区分支給限度基準額は適用されない。
- 4 転居した場合には、改めて支給限度基準額まで居宅介護住宅改修費の支給を受けることができる。
- 5 地域密着型サービスには、居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は適用されない。

3	介護支援分野	支給限度基準額	2,3,4
---	--------	---------	-------

1 ×

福祉用具貸与は区分支給限度基準額が適用されるサービスである。

2 ○

福祉用具購入費は、区分支給限度基準額とは別に、福祉用具購入費支給限度基準額が設定されている。

3 ○

居宅療養管理指導は、区分支給限度基準額が適用されないサービスである。

4 ○

転居した場合には、転居前に使用した居宅介護住宅改修費の額に関わらずに、再度支給を受けることができる。また、居宅介護住宅改修費が再度支給できる要件としては、転居以外に介護度が3段階以上重くなった場合である。

5 ×

種類支給限度基準額は市町村が独自で定めることができるものであり、区分支給限度基準額の範囲内で地域密着型サービスにも適用される。